

【重要】

平成28年1月5日

各小・中学校保護者の皆様へ

那霸市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那霸市学校給食費の改定について（お知らせ）

日頃から、学校給食の運営に関しまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在の給食費については、平成22年に改定して以来5年間据え置かれており、これまで食材の選定や献立を工夫するなどの努力をし給食を提供してきましたが、平成26年4月の消費税の引上げに加え、さまざまな食材費の値上がりにより、現在の給食費では献立内容の維持が困難になってきました。

このため、平成27年9月から「那霸市学校給食費検討委員会」を設置し、11月までに3回の会議を開き検討していただきました。

その報告を受け教育委員会会議で慎重に審議した結果、平成28年4月より下記のとおり給食費を改定することとなりました。今後とも、安全で魅力ある学校給食を提供するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校給食費の改定月額（一食単価）

区分	現行月額（一食単価）	改定月額（一食単価）	差額
小学校	4,300円（236円）	4,500円（247円）	200円（11円）
中学校	4,800円（264円）	5,000円（275円）	200円（11円）

※注意：①年間の給食回数は200回を予定 ②1食単価の円未満は切り捨て

2 改定実施日 平成28年4月1日

<問い合わせ先等>

（学校給食費に関すること）

- 那霸市教育委員会 学校教育部 学校給食課
- 電話：917-3507 FAX：917-2328
- メールアドレス：E-G-GAKYU001@neo.city.naha.okinawa.jp

（納入及び支援制度に関するここと）

- お子さんが通う学校

※「那霸市学校給食費検討委員会報告書」については、下記に掲載しています。

○ホームページ：<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kyouikukyuusyoku/>

学校給食費改定Q & A

Q1 給食費は何に使われているのか？

A1 食材費のみに充てられています。

(給食にかかる人件費、施設設備費、光熱水費等については、市が負担しています。)

Q2 給食費改定による効果は？

A2 給食費の改定により、適正な栄養量の確保はもちろん、子どもたちにとって魅力ある献立内容の充実を図ることができるようになります。

- ・季節の果物やデザートなどの提供回数の増加
- ・旬の食材を使った献立の充実
- ・郷土食や行事食などの一層の充実

Q3 給食費の改定額は、誰が決めたのか？

A3 那覇市学校給食費検討委員会で改定額を検討しました。最終的に、平成27年12月21日の教育委員会会議において決定しました。

Q4 消費税率が10%にならまた改定されるのか？

A4 今回の給食費の改定については、消費税率が10%に引き上げられることを見越したものではありません。

消費税率10%への対応については、増税後の食材価格の動向を一定の期間、見極める必要があります。したがいまして、増税と同時の改定は考えていません。

Q5 給食の値上げがあると毎月の納付が厳しくなるのですが？

A5 経済的な事情により給食費の納入が困難な場合は、給食費等を援助する支援制度（就学援助）がありますので、学校へご相談ください。

